

# 一般社団法人みどり市観光協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みどり市観光協会(以下「本協会」という。)と称する。

### (主たる事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を群馬県みどり市に置く。

### (目的)

第3条 本協会は、みどり市の文化、歴史、自然、産業等の資源を活用し、観光事業の振興発展を図ることにより、もって地域経済の活性化及び地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること
- (2) 観光振興に資するイベント等の実施に関すること
- (3) 観光事業に係る調査研究、保全及び開発に関すること
- (4) 観光関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (5) 旅行業に関すること
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第5条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者となるには、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、本協会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に反したとき
- (2) 本協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、正会員については、一般法人法上の会員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び重要な事業
- (9) 重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議決権)

第17条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

#### (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

### 第4章 役 員

(役員及び監事)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうちから、2名以内の副会長及び1名の専務理事を定めることができる。

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、本協会の理事又は職員を兼ねることができない。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副課長を補佐し、本協会の業務を遂行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、第16条第2項に定める特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、必要に応じ旅費及び日当を支給することができる。また、専務理事には社員総会において別に定める報酬を支給することができる。

(損害賠償請求)

第31条 理事又は監事はその任務を怠った時は、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の一部免除)

第32条 本協会は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第33条 本協会に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第34条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 本協会に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に

おいて、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とす

る。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(余剰金の分配)

第48条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び精算

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、第19条第2項に定める特別決議をもって変更することができる。

2 本協会が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の

変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 本協会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、第19条第2項に定める特別決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

2 本協会は剰余金の分配を行わない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第52条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

第11章 附 則

(設立時の役員)

第56条 本協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 松嶋一郎 近藤雄一郎 新井敬子 新井規夫  
新井雄一 石山陽介 江原敦子

設立時代表理事 松嶋一郎

設立時監事 飯野義浩 峯崎克明

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

群馬県みどり市大間々町桐原245番地5

設立時社員 松嶋一郎

群馬県みどり市大間々町大間々1128番地3

設立時社員 近藤雄一郎

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人みどり市観光協会設立に際し、設立時社員松嶋一郎及び近藤雄一郎の定款作成代理人である司法書士曾根務は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年3月9日

設立時社員 松嶋一郎

設立時社員 近藤雄一郎

## 改訂履歴

1 改訂日：令和 6 年 6 月 26 日（令和 6 年度社員総会）

改訂条項： 第 1 章総則 第 4 条第 1 項